発電設備の名称（注８）				□有 □無					
発電設備の設置場所（注11）	（〒　　―　　）			□有 □無	（〒　　―　　）				□別紙あり
事業区域の面積（㎡）				□有 □無					
太陽光発電設備の態様（注12）	□屋根設置（□既設の建物等／□建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	□有 □無	□屋根設置（□既設の建物等／□建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有		
		建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）			建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）		
	□地上設置（□野立て／□営農型）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有		□地上設置（□野立て／□営農型）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有		
農地一時転用許可予定の申請の有無	□　有	一時転用許可期間（見込み）　年		□有 □無	□　有	一時転用許可期間（見込み）　年			
		□　法第９条第３項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。				□　法第９条第３項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。			
	□　無				□　無				

太陽電池に係る事項（注13）	製造業者名			□有 □無			□製造事業者都合上記以外		
	種類			□有 □無			□製造事業者都合上記以外		
	変換効率		□真性変換効率 □実効変換効率	□有 □無			□製造事業者都合上記以外		□除外該当事項性
	型式番号			□有 □無					□別紙あり
	枚数（枚）			□有 □無					
	合計出力（kW）			□有 □無					
配線方法（注14）				□有 □無					
発電等の有無	□有	自家発電設備等の種類		□有 □無	□有	自家発電設備等の種類			
		□蓄電池	蓄電池の位置			□蓄電池	蓄電池の位置		
			□ＰＣＳより系統側				□ＰＣＳより系統側		
			□ＰＣＳ発電側より設				□ＰＣＳ発電側より設		
			区分計量の可否				区分計量の可否		
			□可 □不可				□可 □不可		
		□その他（　　）				□その他（　　）			
	□無				□無				
電気事業者への給電量方式の計測方法				□有 □無					